

議案第 1 1 5 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例及び京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例及び京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）が本年 6 月 7 日に公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うとともに、庁内連携する情報を一部追加するものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例及び京丹後市税条例の一部を改正する条例

(京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第2の30の項特定個人情報の欄中

「

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(4) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの

」に改める。

(京丹後市税条例の一部改正)

第2条 京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 8 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例第 2 条第 3 号から第 5 号までの改正規定及び第 2 条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例
(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表【第1条関係】

現行			改正案		
京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号			京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号		
第1条 (略)			第1条 (略)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。			(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。			(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。		
(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
(6)・(7) (略)			(6)・(7) (略)		
第3条～第6条 (略)			第3条～第6条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30 市長	京丹後市一時預かり事業実施要綱による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	30 市長	京丹後市一時預かり事業実施要綱による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの</u>

現行			改正案		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3 (略)			別表第3 (略) <u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号から第5号までの改正規定は、 <u>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>		

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第36条 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～7 (略) 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 (略) (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第36条 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～7 (略) 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 (略) (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

現行	改正案
(2)～(4) (略) 2 (略) 第63条の3～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) 第90条～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 (略) (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) 第140条～第148条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	(2)～(4) (略) 2 (略) 第63条の3～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) 第90条～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 (略) (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) 第140条～第148条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

現行	改正案
第149条 （略） (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) （略） 第150条～第151条 （略）	第149条 （略） (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) （略） 第150条～第151条 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>